

1. 議事日程

〔令和6年第3回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和6年7月11日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 議席の一部変更  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 議案第56号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	小松 かすみ	2番	水戸 眞吾
3番	南澤 克彦	4番	田邊 介三
5番	山本 数博	6番	新田 和明
7番	芦田 宏治	8番	山根 温子
9番	先川 和幸	10番	石飛 慶久
11番	山本 優	12番	宍戸 邦夫
13番	秋田 雅朝	14番	金行 哲昭
15番	児玉 史則	16番	大下 正幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

12番	宍戸 邦夫	13番	秋田 雅朝
-----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（6名）

市長	藤本 悦志	副市長	米村 公男
企画部長	高下 正晴	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志
財政課長	沖田 伸二	社会福祉課長	岡野 あかね

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤 誠	事務局次長	藤井 伸樹
総務係長	日野 貴恵	主事	實村 峻



午前10時00分 開会

○大下議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
初めに、委員の選任について報告をいたします。  
小松議員を、産業厚生常任委員会、並びに予算決算常任委員会と議会広報特別委員会に。  
水戸議員を、総務文教常任委員会、また予算決算常任委員会に。  
金行議員を、議会運営委員会にそれぞれ選任いたしました。  
その他の報告については、議会事務局長にさせます。  
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、「議会の委任による専決処分事項について」、1件の報告がありました。  
第3点、市長職務代理者副市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○大下議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 議席の一部変更

○大下議長 日程第1、議席の一部変更を行います。  
今回、新たに当選されました小松議員及び水戸議員の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。  
小松議員を1番、水戸議員を2番とし、南澤議員を3番に、田邊議員を4番に、山本数博議員を5番に、新田議員を6番に、芦田議員を7番に、山根議員を8番に、先川議員を9番に、石飛議員を10番に、山本優議員を11番に、それぞれ変更いたします。



日程第2 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、12番 宍戸議員及び13番 秋田議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

- 大下議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長長の報告を求めます。  
山本議会運営委員長。
- 山本議会運営委員長 令和6年第3回臨時会の運営につきまして、去る7月9日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。  
次に、本臨時会に付議されます案件は、議案1件でございます。  
議案審議についてですが、付議された議案第56号は、委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 大下議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

日程第4 議案第56号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)

- 大下議長 日程第4、議案第56号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 皆さん、おはようございます。臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。  
市長就任後、初めての議会となります令和6年第3回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。  
このたびの市長選挙におき、多くの市民の皆様から厳粛なる信託をいただき、市政運営を担わせていただくこととなりました。市長として課せられた使命、また責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。  
今後の市政運営に当たりましては、私の公約の看板として掲げております「対話からの前進」を基本とし、全力で職責を全うしたいと思っております。  
議員の皆様には、議会と市長との二元代表制の下、建設的な議論をしっかりと重ね、共に市民の代表として、付託に応えるべく、将来にわたり持続可能な安芸高田市をつくり上げるため、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、このたびの臨時会は、予算関係1議案を提出させていただきました。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

それでは、議案第56号の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、物価高騰対策に係る支援給付金に伴う費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,648万2,000円を増額し、予算の総額を198億3,514万5,000円とするものです。

まず、説明資料で説明をいたしますので、そちらを御覧ください。

6月の定例会で計上した物価高騰対策に係る支援給付金について、対象者数や給付額の見込みが乖離したため、補正をするものです。

表の右側の補正理由欄の下のほうを御覧ください。

①は、令和6年度、新たに住民税非課税となる世帯と住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するものです。これを、20世帯と見込んでおりましたが、542世帯に改めます。

②は、このうち18歳以下の子どもがいる世帯に、子ども1人につき10万円を加算して給付するものです。これを、2人を65人に改めます。

③は、定額減税額が4万円に満たない方に対して、差額を調整給付金として給付するものです。5,790人を5,380人に改めます。対象者は減りましたが、給付額が増えました。これは、扶養者の人数が影響しており、1件当たりの平均給付額が3万1,000円から4万円に増えたことが要因です。

では、補正予算書のほうを御覧ください。

8ページ、9ページです。

まず、歳入ですが、15款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額です。

続いて、11ページをお開きください。

歳出ですが、先ほど、説明資料を用いて説明した費用をそれぞれ増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○大下議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 説明資料の先ほど説明のあった部分、非課税世帯、均等割のみの対象世帯が20世帯から542世帯、かなり増えたなと思います。

これは、どういった理由でこのように変わってしまったのか。最初の

試算が甘かったということなのか、それとも何か条件が変わったがためにこうなったのか。そこの世帯数が増えた理由を教えてください。

○大下議長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

この電力・ガス・食料品価格高騰重点支援給付金給付事業費は、今年度から新たに住民税非課税となる方、それから、住民税均等割のみ課税となった世帯及びその世帯に扶養されているお子様の加算を対象として給付するものでございます。

6月の補正予算要求時には、令和6年度住民税課税状況が確定しておりませんでした。そこで、国が示した概算積算シートを用いて見込み人数を算出したところでした。

その後、令和6年度住民税情報を基に、このたび改修した給付金システムにより対象世帯を抽出した結果、世帯数が大幅に増加したものでございます。

以上で終わります。

○大下議長

以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員

今の説明で、まだ確定をしてなかったもので、国が示した試算方法で試算したところ20世帯となって、実際、確定してからだと急に増えたということになったということなんですけど。でも、これ令和5年度にこの対象になるような条件の方というのは分かると思うんですけども、そういった数字を試算に当てるということができなかったのかというのが。

という、要は今後の対策ですよね。要は同じような形で、一回出しておくけど、また、新たに大きな変更になるという可能性があるので、今後の対策として、前年度の数字を利用するというような形が取れないのかどうか、そこ1点、お聞かせください。

○大下議長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

本市において、この国のツールのみでなく、過去の実績データも基に検証すべきでございましたけれども、その手順ができてなかったことが、このたびの要因かと考えております。

今後においては、過去の事例等も含めて検証していきたいというふうを考えております。

以上です。

○大下議長

以上で、答弁を終わります。

ほかに。

秋田議員。

○秋田議員

この給付事業で今、説明資料でいろいろと説明をいただきました。

この中で、区分として報酬があったり、職員手当があったり、あと、

需用費だったりしとるんですけれども、職員手当は増額になったり、それに付随する役務費等も増額になっておりますが、報酬はそのままということで、その違いがちょっと、初歩的なことなんですけど、よく分かりませんのでお願いいたします。

- 大下議長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 報酬につきましては、これまでどおりでございますけども、会計年度任用職員の継続雇用に伴いまして、期末勤勉手当を追加したものでございます。  
以上でございます。
- 大下議長 答弁を終わります。  
秋田議員。
- 秋田議員 分かりました。単純なことでしたが。  
それで、6月の本会議でいただいた、この給付に係るスケジュールですね。これの変更というのは、今時点、もう変更はないということでしょうか。お願いいたします。
- 大下議長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 6月議会で示したとおり、スケジュールについては変更ございません。給付金の速やかな支給のため、来週中には通知書の送付を行いたいというふうに考えております。  
以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤議員。
- 南澤議員 先ほど説明の中に、今年度、新たに非課税になったとか、均等割のみ課税になったというような説明があったんですけども、昨年度も非課税だったり、均等割のみ課税世帯だった場合というのは対象にならないという理解でよろしいのでしょうか。それとも、継続の場合も対象になるということなのか、その辺りを御説明ください。
- 大下議長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 昨年度以前に対象となられた方につきましては、今年度対象とはなりません。
- 大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
石飛議員。
- 石飛議員 まず、今まで答弁の中で、多分、第3号の補正の中から説明をいただいていると思うんですが、補正の第4号で、所得税の還付金が補正されましたよね。そのときには、非課税割合とか、そういう所得が減った方の還付金が出て、人数もほぼほぼ確定していたと思います。その人数が

分かった時点で、同時に人数の補正を出せなかったのかということが、まず1点、お聞きしたい。

第2点は、定額減税補正給付金、この説明には、平均給付額、約3万1,000円って書いてある。1,000円は切り上げて、4万円にするという、3号の補正のときには、そう説明がありました。だから、もともと4万円で計算してあるのを、第5号で3万1,000円を4万円に変更するという説明がちょっと矛盾しているんですが。

その2点をお伺いします。

○大下議長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

6月補正時点におきましては、まだ税が確定しておらなかったため、人数の算定が難しかったということでございます。

それから、定額減税につきましては、この金額につきましては、全体の額を対象者数で割り戻した数字でございます。これについては、この人数につきましては、扶養の家族の人数は含まれておりませんので、実際には、これよりも多い金額となっております。

1件当たりで言いますと、1万円から、最高で39万円の方がおられます。これは、扶養家族の人数によって計上されるものでございまして、これを平均しますと、今、ここに記載してありますように4万円というふうになっております。

以上でございます。

○大下議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長

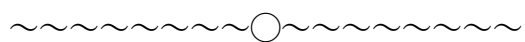
起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

【速報版】

これにて、令和6年第3回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。



午前 10時21分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員